外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である植田茂之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月一日

東京都品川区大崎一丁目六番一号

シュレーダー・エレクトロニクス・リミテッド

日本における代表者　植田　茂之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社は、本国である中国の山東海華実業集団有限公司の社内において、日本国内における愛媛営業所の存続について協議したところ、平成二十七年九月三十日付で日本における代表者李暁暉が退任し、同日、愛媛営業所を閉鎖することに決定しました。この日本における代表者の退任に異議がありましたら、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月一日

愛媛県松山市湯の山東四丁目四番地七

山東海華実業集団有限公司愛媛営業所

日本における代表者　李　暁暉

限定承認公告

本籍千葉県印旛郡酒々井町中央台二丁目三番地一、最後の住所千葉県印旛郡酒々井町中央台二丁目三番一　六一〇号

被相続人　亡　加納　愛之

右被相続人は平成二十七年二月四日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十二日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

千葉県富里市根木名一〇二五番地一二

限定承認者　加納　幸子

千葉市中央区中央四丁目一〇番八―六〇三号　小林法律事務所

右代理人弁護士　小林　春雄

事業譲渡公告

平成二十七年六月開催の乙一乃至乙九漁業協同組合の通常総会において、乙一乃至乙九漁業協同組合は信用事業全部を甲に譲り渡すことを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十七年七月一日

長崎県長崎市五島町二番二七号

（甲）長崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　久保田　正

長崎県対馬市厳原町久田一番地七

（乙一）厳原町漁業協同組合

代表理事組合長　二宮　昌彦

長崎県対馬市美津島町雞知甲一三二一番地

（乙二）美津島町高浜漁業協同組合

代表理事組合長　國分　利雄

長崎県対馬市美津島町竹敷四番地二二〇

（乙三）美津島町西海漁業協同組合

代表理事組合長　阿比留和秀

長崎県対馬市美津島町久須保七一一番地一〇

（乙四）美津島町漁業協同組合

代表理事組合長　小島　博實

長崎県対馬市豊玉町千尋藻三五五番地九

（乙五）豊玉町漁業協同組合

代表理事組合長　原田　義治

長崎県対馬市峰町佐賀三三番地一四

（乙六）峰町東部漁業協同組合

代表理事組合長　井上　淳輝

長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎一三番地三

（乙七）上県町漁業協同組合

代表理事組合長　部原　政夫

長崎県対馬市上県町佐須奈乙一一六四番地三

（乙八）佐須奈漁業協同組合

代表理事組合長　嶋居　正明

長崎県対馬市上対馬町琴一二四七番地

（乙九）上対馬南漁業協同組合

代表理事組合長　石村　末雄

事業譲渡及び譲受け公告

平成二十七年六月十九日開催の甲の理事会及び、平成二十七年六月二十五日開催の乙の通常総会において乙は信用事業の全部を譲り渡すことを決議し、甲も譲受けを了承しましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年七月一日

宮崎県宮崎市港二丁目六番地

（甲）宮崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　溝口　吉治

宮崎県宮崎市港一丁目九番地

（乙）宮崎漁業協同組合

代表理事組合長　濱田　勉

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布財務省令第三十号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五〇三ページ上段一二行目と一三行目の間に次のように加える。

附則第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　番号利用法整備法第八条第三項に規定する財務省令で定めるものは、新規則第十八条の十二第一項各号に掲げる電磁的記録（新法第三十七条の十一の三第四項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。

附則第二十九条第一項中「第十八条の十五の三第九項」に改め、同条第二項中「第十八条の十五の三第十四項及び第二十四項」を「第十八条の十五の三第二十三項」に改め、「又は第二十一項」を削り、同条第三項中「第十八条の十五の三第十六項」に改め、同条第四項中「第十八条の十五の三第十七項から第二十一項まで」を「第十八条の十五の三第十七項から第二十項まで」に改め、同条第五項中「第十八条の十五の三第二十一項」を「第十八条の十五の三第二十二項」に改める。

五〇三	下	二	第五条の十（見出しを含む。）の改正規定	第五条の十の見出しの改正規定、同条の改正規定
〃	〃	一四	「、同令第十八条の十三の五第十項の改正規定」を削る。	
〃	〃	終りから二二	及び第二十六条	並びに第二十六条第一項及び第二項
五〇四	上	一三	第十九条の十一の四第三項の	第十九条の十一の四の
〃	〃	一六	第二号の改正規定	第二号の改正規定、同項第三号イの改正規定
〃	〃	二三	から第三項まで	、第三項

（印刷誤り）

四七一	上	終りから八	行頭を一字下げる。	

四九二ページの別表第七㈢の表は四九〇ページ下段の一行目と二行目の間に入る。

五〇三	下	終りから二五及び同条	、同条	
〃	〃	一七	改正規定、（「	改正規定（「

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布財務省令第三十二号（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五一〇	下	八	行目から一〇行目までを削除する。	

（印刷誤り）

五一〇ページ下段一八行目から一九行目は次のとおりの誤り。

氏名	（電話）
個人番号	

とあるのは、

氏名	
	（電話）

と

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月一日付第一四七号二四ページ●同日付第一四八号二五六ページ●同日付政府調達第一二二号一〇四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）